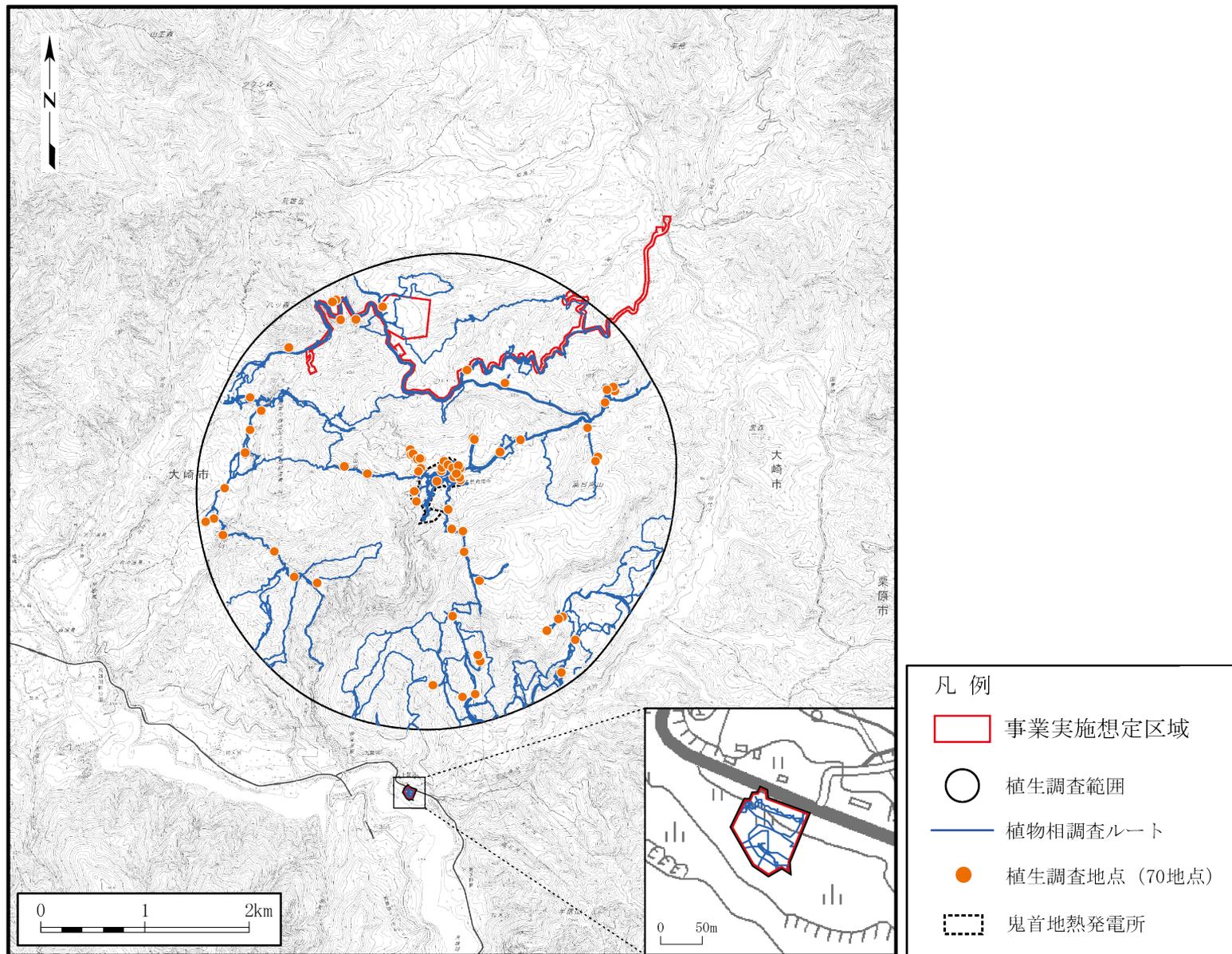


植物／鬼首評価書[*]調査位置



植物／重要種の選定

- ✓ 鬼首評価書[*]に記載の重要種（植物）の確認位置について本事業の事業実施想定区域に重ね合わせた結果、発電所敷地では4種、仮設の工事用取水設備の経路では27種が位置していた[*]

【重要種の選定根拠】

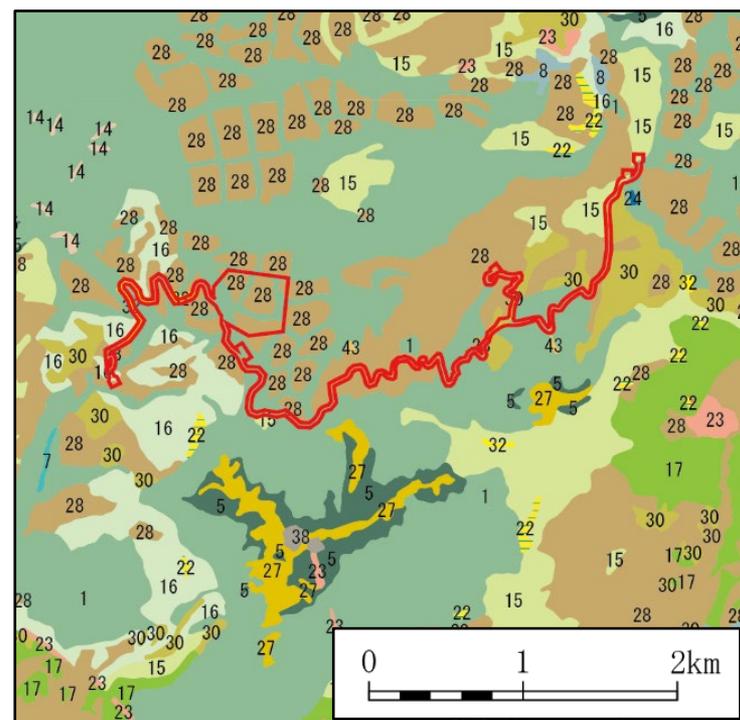
以下の法律にて指定または文献に記載されている種を重要種として選定

- ・「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」
国指定特別天然記念物、国指定天然記念物、県指定天然記念物、市指定天然記念物
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」
国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、緊急指定種、生息地等保護区
- ・「環境省レッドリスト2017（環境省、平成29年）」
絶滅、野生絶滅、絶滅危惧（IA類・IB類・II類）、準絶滅危惧、情報不足、絶滅の恐れのある地域個体群
- ・「宮城県の絶滅の恐れのある野生動植物 -RED DATA BOOK 2016-（宮城県、平成28年）」
絶滅、野生絶滅、絶滅危惧（IA類・IB類・II類）、準絶滅危惧、情報不足、絶滅の恐れのある地域個体群、要注目種

*: 「鬼首地熱発電所 設備更新計画 環境影響評価書」（電源開発株式会社、2018(平成30)年)

植物／予測結果

- ✓ 今後実施する植物の現況調査により生育状況の把握・適切な調査地点やルートを選定を行い、重要な植物の生育状況も併せた調査結果を踏まえ適切かつ十分な環境保全措置を講じる
- ✓ 現存植生図によると、事業実施想定区域は植林地である「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が大部分を占め、次に自然植生である「チシマザサーブナ群団」が分布している
- ✓ 既改変区を最大限活用することで全体的な地形改変面積を必要最小限に留める計画であることから、重要な植物への影響は小さいものと予測



凡例

事業実施想定区域

ブナクラス域自然植生

1 チシマザサーブナ群団

植林地、耕作地植生

28 スギ・ヒノキ・サワラ植林

撮影日：2024年4月16日



チシマザサーブナ群団
(自然植生)

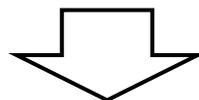
撮影日：2024年4月16日



スギ・ヒノキ・サワラ植林
(植林地)

チシマザサーブナ群団内に
スギ・ヒノキ・サワラ植林がパッチ状に存在

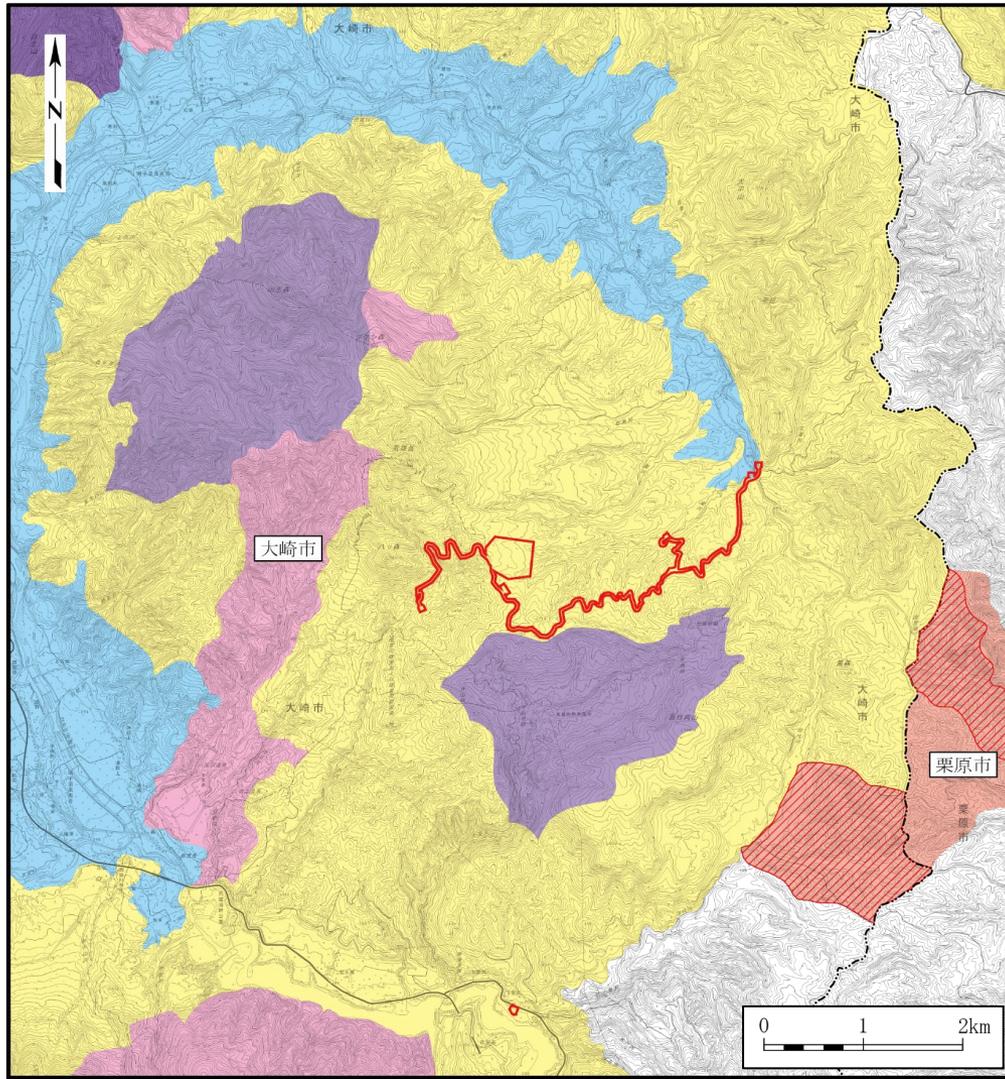
- ✓ 今後重点的に実施する事業実施想定区域内の現況調査結果を踏まえ、適切かつ十分な環境保全措置を講じること
- ✓ ブナ林の伐採を必要最小限とすること
- ✓ 既改変区を最大限活用することにより全体的な地形改変面積を必要最小限に留める計画であること



地形改変および施設の存在による
重要な植物への重大な影響はないものと評価

生態系／予測結果(1/6)

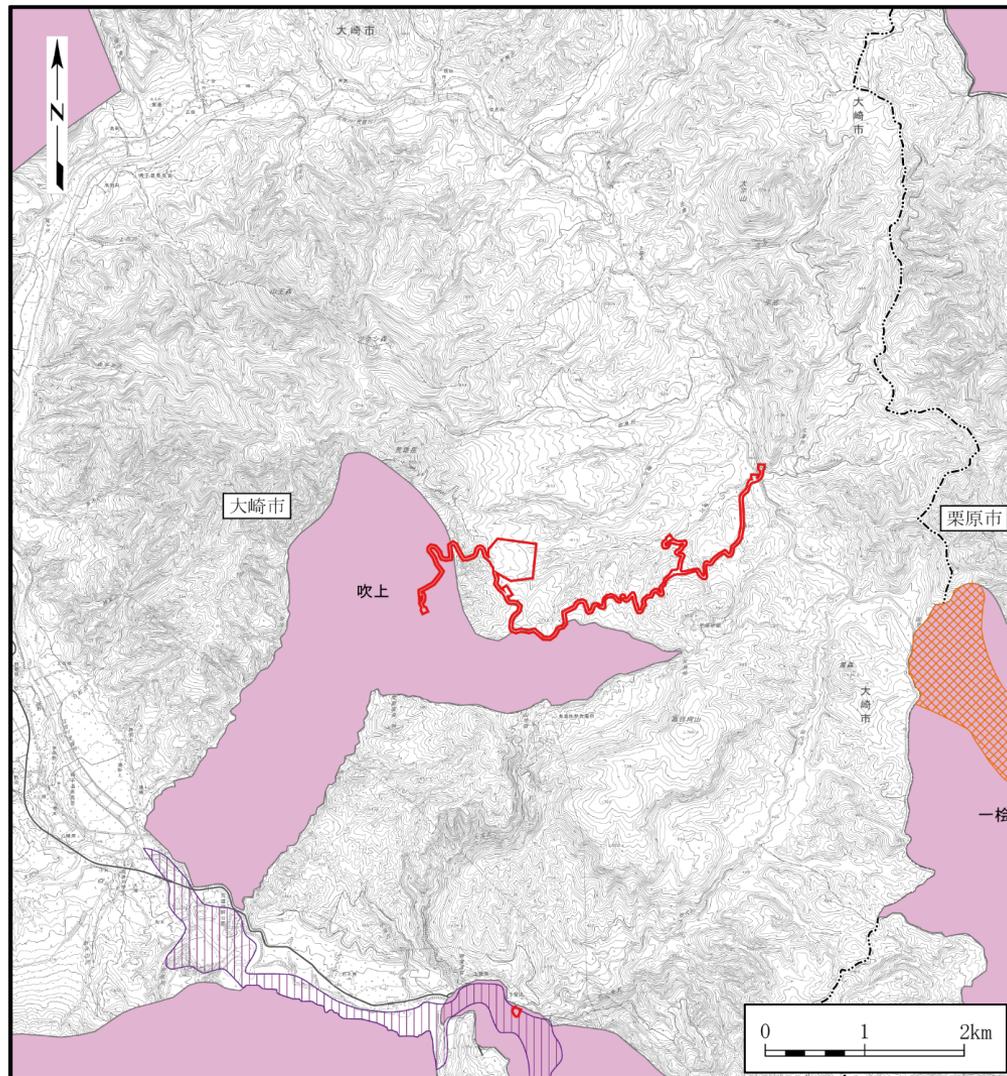
●自然公園



- ✓ 国定公園の第3種特別地域：
「特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を設けない」
「木竹の伐採は風致景觀に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし」と位置づけ
- ✓ 環境保全の観点からブナ林の伐採を必要最小限とすること、既改変区を最大限活用することにより全体的な地形改変面積を必要最小限に留める計画

凡例	
	事業実施想定区域
	栗駒国定公園（第1種特別地域）
	栗駒国定公園（第2種特別地域）
	栗駒国定公園（第3種特別地域）
	栗駒国定公園（普通地域）
	一桧山・田代 県自然環境保全地域（特別地区）
	一桧山・田代 県自然環境保全地域（普通地区）

●鳥獣保護区

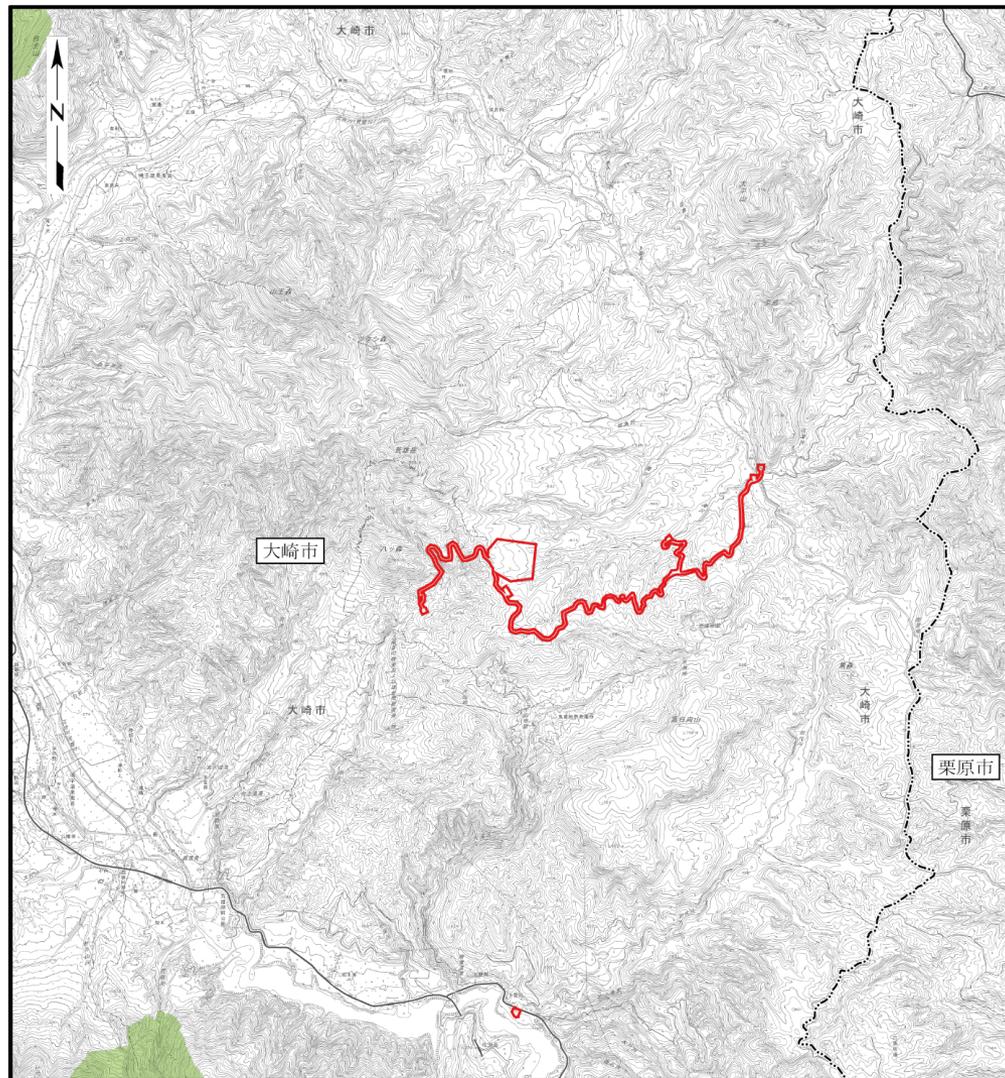


- ✓ 「鳥獣保護区」及び「指定猟法禁止区域」は、市道と一般国道108号沿いの造成地に位置
- ✓ 事業実施想定区域の一部が鳥獣保護区に重なっているものの、新たな改変は行わない

凡例

- 事業実施想定区域
- 鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 指定猟法禁止区域（鉛製散弾）

●緑の回廊



- ✓ 事業実施想定区域周辺には「緑の回廊」が存在

凡例

 事業実施想定区域

 緑の回廊